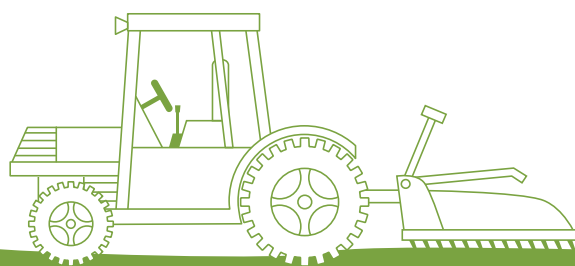


農 機 具 損 害 共 済

火災や自然災害などでの農機具本体への損害を補償。



お問い合わせはお近くのNOSAIへ

愛知県農業共済組合

本所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目1番11号	TEL (052) 204-2411
西部支所	〒492-8223 稲沢市奥田井之下町3番地	TEL (0587) 58-5800
中部支所	〒448-0813 刈谷市小垣江町泥障16番地10	TEL (0566) 45-5613
東部支所	〒442-0811 豊川市馬場町宮脇165番地	TEL (0533) 84-7300
田原出張所	〒441-3415 田原市神戸町大坪9	TEL (0531) 24-1789

ご不明な点は
お気軽に
お問い合わせ
ください!



ご加入されている農機具に共済事故が発生したときは、速やかにご連絡ください。

支払対象となる共済事故



※第三者行為による不可抗力のき損も対象となります。(警察への被害届が必要です)

※地震などによる補償を希望する場合は地震特約に加入してください。

※盗難事故で、後日、盗難された農機具が見つかった場合、その廃棄処分費用の一部をご負担いただく場合があります。

加入できる農機具(主な機種と耐用年数)

種類	機種	耐用年数
耕うん整地用機具	乗用トラクター	7
	管理機、トラクター等の付属装置(ロータリー、プラウ、ハロー)など	7
栽培管理用機具	田植機、移植機、除草機、防除機、トラクター等の付属装置(施肥機、播種機)など	7
収穫調整用器具	普通コンバイン	7
	自脱式コンバイン、野菜等収穫機・掘取機、トラクター等の付属装置など	7
畜産用機具	肥料・堆肥等散布機(ブロードキャスター、マニュアルスプレッド)、刈取機(フォーレージハーベスタ、ディスクモア)、ラッピングマシン、積込・運搬機(ロード・トレーラ)、トラクター等の付属装置など	7
	上記のうち自走式の機具	7

加入できない農機具

- 販売及び営業を目的とした農機具
- 試験研究等に使用する農機具
- 常時、水没等の恐れのある建物に格納されている農機具
- その他、共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通される場合
- 銘板のない(登録番号などが確認できない)農機具など

ロボット農機具・農業用ドローン

- NOSAIの農機具損害共済はレベル1(運転操作を一部自動化した農機具)に該当する農機具が加入できます。
- 農業用ドローンや農業用ヘリコプターは加入できません。

自動化レベル	概要	加入可否
レベル1	●運転者の搭乗を前提としたロボット農機具。 ●直進走行部分など、ハンドル操作の一部等を自動化している。 (例)自動操舵機能付きトラクター、直線アシスト機能付き田植機	○
レベル2	●使用者の監視下(視認範囲にいる状態)において、自律走行するロボット農機具。 ●ハンドル操作、発進・停止、作業機制御を自動化している。 使用者はロボット農機具の近くで常時監視し、危険の判断や非常時の操作を行う。	×
レベル3	●遠隔操作(オペレーション室からの監視)により、無人状態で完全自律走行するロボット農機具。 ●完全無人状態で、ロボット農機具自身が全ての操作を行う。	×
農業用ドローン 農業用ヘリコプター	農薬散布、肥料散布、播種等に活用する。	×

1年間の共済掛金と共済金額

掛金表

共済金額	30万円	100万円	500万円	1,000万円	1,500万円
共済掛金	1,500円	5,000円	25,000円	50,000円	75,000円

- 1万円あたり50円です。 ●10万円以上1万円単位、1,500万円まで加入できます。
- 契約期間は、掛金払込み日及び共済責任開始日の午後4時から1年後の午後4時までです。

▶ 農機具の入れ替え

契約期間の途中に同一機種で同程度の性能の農機具に買い替えたときは、機種を入れ替えることができます。ただし、共済金額の変更はできません。

共済金額

▶ 新品で購入された農機具

新調達価額を上限に **10万円～1,500万円**

▶ 農機具の価額(新調達価額)

領収書、販売証明書などご加入される農機具の購入年月、購入金額などがわかる書類があればご用意ください。書類がない場合は一般社団法人日本農業機械化協会が発行している「農業機械・施設便覧」に掲載されている価額を採用します。

▶ 中古で購入された農機具 (中古農機具を加入される場合は「中古農機具」と必ずお申し出ください)

中古で購入した価額または時価額のいずれか低い額まで(10万円～1,500万円)
+

付保割合条件付実損填補特約加入 (中古農機具は必ずこの特約を付帯する必要があります)

時価額＝新調達価額×経年減価残存率になります。

経過年数	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
経年減価残存率	100%	87.14%	74.29%	61.43%	48.57%	35.71%	22.86%	10%

中古トラクター(経過年数3年・新調達価額100万円)を70万円で購入した場合の共済金額

中古購入価額70万円 > 時価額61万円 この場合は共済金額は61万円まで加入できます。

※経過年数によって契約更改の際加入できる共済金額が変動いたします。

付保割合条件付実損填補特約

耐用年数が過ぎた農機具・中古で購入した農機具など、新調達価額まで加入できない場合でも、一定の条件のもとで修理費用相当額を、共済金額(加入金額)を限度に実損害額(免責額差引後)をお支払いします。

※中古農機具につきましては経過年数によって実損害額までお支払いできない場合があります。

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
1万円当たりの共済掛金	96.2	83.6	74.3	67.1	61.4	56.9	53.3

災害共済金の
計算

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{新調達価額} \times \text{約定割合}}$$

地震等担保特約

地震、噴火、津波による補償を希望される場合はご加入ください。

- 特約に関わる掛金の加算金額…1万円あたり10円
- 地震、噴火、津波により受けた損害の割合が5パーセント以上となった場合に、加入金額の50%を限度として災害共済金をお支払いします。



地震等災害共済金の計算

$$\text{地震等災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{加入金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}}$$

共済金のお支払い方法

万が一の際に支払われる共済金の詳細をご案内します。

支払方法

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額(加入金額)}}{\text{新調達価額(新品価額)}}$$

- 共済事故による損害額が1万円以上の場合、支払対象となります。
- 損害額は、損害発生直前の状態に復旧するための費用をいいます。
- 修理工場までの運搬費用、出張修理の旅費、引き揚げ料も損害に含めます。
- 事故発生通知の遅延、事故回数、事故形態等により、損害額の一部が免責されます。

加入の仕方でこんなに違う! 支払例

例 新調達価額300万円のトラクターで衝突事故により60万円の損害が発生した場合(免責なし)

<p>300万円で加入したとき</p> <p>満額加入でよかった!</p>	<p>共済金 60万円</p>	<p>100万円で加入したとき</p> <p>自己負担がこんなにいるなんて</p>	<p>共済金 20万円</p>
$(\text{60万円 損害額} - \text{0円 免責額}) \times \frac{\text{300万円 加入金額}}{\text{300万円 新調達価額}} = \text{60万円 災害共済金}$		$(\text{60万円 損害額} - \text{0円 免責額}) \times \frac{\text{100万円 加入金額}}{\text{300万円 新調達価額}} = \text{20万円 災害共済金}$	

こちらの支払例のように加入金額によってお支払いできる共済金が変わってきますので満額加入をお勧めします。

農機具損害共済の免責基準

項目区分	免責対象項目及び事項	免責割合(%)
1 事故発生通知遅延	事故発生後1ヵ月以上通知が遅延した場合	20
	事故発生後3ヵ月以上通知が遅延した場合	30
	事故発生後6ヵ月以上通知が遅延した場合	50
	事故発生後1年以上通知が遅延した場合	100
	事故発生通知時において、既に損害箇所が復旧されていること及び事故発生通知が遅れたことにより、損害評価(損害箇所の確認)が不可能となった場合	100
2 事故回数	同一責任期間内で同一農機具による2回目の事故	10
	同一責任期間内で同一農機具による3回目の事故	30
	同一責任期間内で同一農機具による4回目以降の事故	50
3 事故形態による免責	稼働中の自損事故(接触、衝突など)	20
	移動中、出庫格納中、積載作業中における事故	
	駐停車中におけるブレーキの不完全	
	整備点検不良に起因する事故	
	格納場所における管理不十分により発生した盗難事故	
	飛び降り、飛び乗り運転及び無人での走行	50
	格納場所以外で発生した盗難事故	
	第三者との事故において加入者の過失割合が50%を超える事故	
	火気の近接	
	エンジンの稼働中又は停止直後の帯熱中における燃料補給	
100	クローラのみ生じた事故(自然消耗によらない場合)	
	クローラの自然消耗磨耗等が原因により生じた事故	
	故意または重大な過失(法令違反等)	

1. 3については、その損害が通常の損害防止義務を怠ったため発生した場合は、免責基準を適用する。
2. 3について免責対象項目が重複する場合は、免責割合の高い方を適用する。
3. 差し引かれる損害額(免責額)は、損害額×免責割合の合計(1+2+3の最も高いもの)
4. 格納場所は、野ざらしやほ場などを除きます。

🚗 共済金をお支払いできない事故・損害

- 1 運転者の故意もしくは重大な過失による損害
- 2 法令違反(無免許・飲酒・無灯火等)による損害
- 3 欠陥・摩滅・腐食・さび及びその他自然消耗
- 4 農作業以外の使用目的による事故
- 5 凍結による損害
- 6 故障及び消耗部品(※)のみに生じた事故

※消耗部品については5ページの「I. 契約概要及び注意喚起情報のご説明」の「1. 仕組み及び引受条件等 (5) 災害共済金をお支払いしない場合①ク. 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害」に記載してありますのでそちらをご確認ください。

🚗 農機具、格納場所の確認

- ▶ **農機具** …加入時に現物を確認いたします。全体写真・銘板などの写真を撮影いたします。
- ▶ **格納場所** …ご加入時にあらかじめ申告していただき、状況を確認させていただきます。
格納場所の状況により免責対象となる場合がございます。

🚗 加入資格

農機具損害共済は県内在住で農業に従事している方が加入いただける共済となっております。加入申込の際に農業従事状況確認書にて加入資格の確認をいたします。申告内容に疑義がある場合は農業従事状況について確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

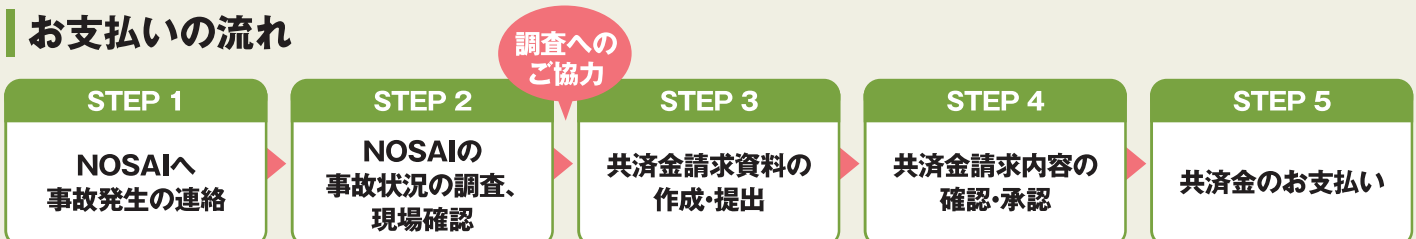
農業に
従事するもの
とは

- 1 耕作地を所有し、農産物を生産している
- 2 耕作地は所有していないが、農産物を生産している
- 3 耕作地は所有しているが、作業委託をし、農産物を生産している
- 4 養畜・養鶏を営んでいる
- 5 農業生産組織等の構成員
- 6 その他地域の実情等に照らし、農業に従事する者として認められる者

🚗 事故が発生したら速やかにNOSAIまでご連絡ください!

⚠️ NOSAIの評価時に、被害部分が修理済で確認できなかった場合は、支払対象となりません。
お手数ですが、事故発生時は復旧前に速やかにご連絡ください。

お支払いの流れ



⚠️ 罹災時の手続きに関するお願い

- 損害状況や事故発生状況の確認にご協力ください。 ● 被害確認のため、必ず復旧前にご連絡ください。
- 復旧確認にご協力ください。 ● 盗難事故で、後日、盗難された農機具が見つかった場合、その廃棄処分費用の一部をご負担いただく場合があります。

復旧義務

$$\text{時価損害額} = \text{損害額} \times \text{経年減価残存率}$$

- 事故発生年月日より1年以内に農機具を復旧しなくてはなりません。
- 復旧しない場合は、損害額に経年減価残存率を乗じた時価損害額を基準に計算します。
- 全損の場合の復旧義務は、同程度の性能の農機具の買い替えとなります。

農機具損害共済 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・其他のご注意点のご説明

この説明書は農業共済組合(以下、「組合」と言います。)が実施する農機具損害共済の契約概要や、お申込に際してご注意いただきたい説明事項、また、ご契約で得られた個人情報の取り扱いなどに関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。

なお、本説明書はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款及び特約条項をご参照ください。

加入申込書への「署名」、「記入日の記入」は、この書面の受領記録を兼ねています。

I. 契約概要及び注意喚起情報のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 共済の仕組み **契約概要**

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故(注)により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

(注)「(4) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。

(2) 加入資格者 **契約概要**

組合の管内に住所を有し、農業に従事する者。

(3) 補償の対象(共済目的) **契約概要**

補償の対象は、未使用の状態を取得され、かつ事業規程で定める農機具です。

共済目的がロボット機能を有する場合にあっては、自動化レベル1のロボット農機具に該当する場合に限り引受することができます。

※自動化レベル1とは「使用者が搭乗した状態での自動化」です。直線走行部分などハンドル操作の一部を自動化、使用者は搭乗して自動化されていない操作を実施。

① 付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

② 中古農機具にご加入いただく場合は、農機具損害共済に(6)「付帯できる特約及びその概要」の「付保割合条件付実損填補特約」の付帯が必要になります。

(4) 共済金をお支払いする場合 **契約概要**

① 災害共済金のお支払い対象となる事故(共済事故)は、次のとおりです。

火災、落雷、物体の落下若しくは飛来、破裂若しくは爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故、台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害(地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます)及び落雷による損害を除きます。)

② 災害共済金のお支払い額

農機具損害共済の災害共済金のお支払い額(注1)は、損害の額(注2)に共済金額の新調達価額(共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。

(注1) 農機具損害共済は、新調達(再取得)価額までを補てんする仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。

(注2) 損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用が最低限となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

(5) 災害共済金をお支払いしない場合 **契約概要** **注意喚起情報**

① 次に掲げる損害に対しては、災害共済金を支払いません。

ア. 契約者(契約者でない方が共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

イ. 契約者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

ウ. 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害

エ. 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害

オ. 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害

カ. 故障(偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます)によって発生した損害

キ. 凍結(ラジエータの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害

ク. 次に掲げる消耗部品にのみ発生した損害

エアクリーナ・エレメント、燃料フィルタ・エレメント、エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ)、ミッション・オイル・フィルタ(カートリッジ)、油圧オイル・フィルタ(カートリッジ)、エンジン・ファン・ベルト、パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど)、電球類(ヘッドライト、方向指示器、モニターやメータのランプなど)、ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む)、電気配線(ワイヤー・ハーネスを含む)、点火プラグ(ガンソリン、エンジンのみ)、ベルト類(ミッション、油圧ポンプ、駆動など)、植付爪(固定爪、可動爪など)、苗のせ台摺動部品、ケーブル(ワイヤー)類、HSTオイル・フィルタ(カートリッジ)、ベルト類(エンジンファン、ミッション、刈取、こぎ胴、振動、選別、唐み駆動ベルトなど)、かき込み(突起付き)ベルト、かき込みホイール、チェーン類(引越し、横搬送、(株元、穂先)、たて搬送(株元、穂先)、フィード、排わら(株元、穂先)、チェーンなどで、各爪やピン等も含む)、刈刃(刈刃、受刃など)、こぎ歯(各種こぎ歯、わら切歯、処理胴こぎ歯など)、受網、排わら・カッターの刃(供給刃、切断刃など)、ワイヤー類(スロットル)、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど)グリス類、不凍液、その他消耗部品と考えられるもの

- ケ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害
- コ. 地震等によって生じた損害。(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)
- サ. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

②次の場合には災害共済金の全部又は一部を支払いません。

- ア. 損害発生のお知らせ(注1)、又は故意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをした場合
- イ. 正当な理由がないのに共済事故が生じた共済目的の調査を妨害した場合
- ウ. 損害防止義務(注2)又は軽減のための指示に従わなかった場合
- エ. 組合が重大事由により共済関係を解除した場合
- オ. 共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しなかつた場合
- カ. 共済掛金等が追徴になる場合において、追加徴収分の支払いを怠った場合

(注1) 通知の遅延期間に応じ、削減割合を乗じて得た金額が差し引かれます。

(注2) 損害防止義務を怠った場合、削減割合を乗じて得た金額が差し引かれます。

(6) 付帯できる特約及びその概要 **契約概要**

付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

〈付保割合条件付実損填補特約〉

中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払します。

〈地震等担保特約〉

地震、噴火及び津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度として共済金をお支払します。

2. 共済責任の開始及び共済責任期間 **契約概要** **注意喚起情報**

共済責任期間は1年です。加入申込書に記載のある責任開始日の午後4時から始まり、翌年同日の午後4時までとなります。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1ヶ月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。

加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて掛金を納入した場合は、納入日から責任が開始となります。なお、共済掛金等のお支払い前の共済事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件(共済金額等)

(1) 契約の単位 **契約概要**

農機具1台(又は一式)ごとの契約となります。

(2) 共済金額の設定 **契約概要**

①共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。

②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額いっぱいを設定してください。共済金額が新調達価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額(契約額) **契約概要**

①農機具共済の共済金額の最高限度額は1台1,500万円です。

②共済金額の設定は、1台ごとに10万円以上で、1万円単位となります。

③包括契約の場合の共済金額は、それぞれの新調達価額の割合によって共済金額を按分し、その按分額を共済目的の共済金額とします。

4. 共済掛金等 **契約概要**

共済掛金等は、共済金額、付帯する特約などにより決まります。

共済掛金=共済金額(10万円以上1万円単位)×50円

※地震等担保特約の掛金は1万円あたり10円加算されます。

5. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約時の注意事項(告知義務—加入申込書の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

- 契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
- 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①農機具の情報

機種名、銘柄、型式・区分、車体番号、付属装置、購入年月、購入区分、格納場所

②他の保険・共済契約等のに関する情報

農機具を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等) **注意喚起情報**

- ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。
- ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行います。変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)

- ①農機具を譲渡する場合
- ②農機具を解体または廃棄する場合
- ③農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- ④農機具の用途を変更し、または著しく改造した場合
- ⑤農機具の格納場所または設置場所を変更した場合
- ⑥共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- ⑦告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

6. 損害発生のお知らせ及び損害防止の義務 **注意喚起情報**

- ①加入した農機具に損害が発生したときは、遅滞なく組合に事故発生のお知らせをお願いします。また、事故が発生したときは、損害の防止又はその軽減に努めて下さい。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害を防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

7. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- ③組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

8. 共済掛金等の追加返還等 **契約概要** **注意喚起情報**

共済関係の成立後に、告知・通知事項等により組合が承認した場合は、共済責任期間のうちまだ経過していない期間に対応する掛金等を追加徴収または返還します。

※解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

9. 事故が起こった場合の手続き等

(1) 事故が起こった場合の手続き **注意喚起情報**

- ①事故が発生した場合遅滞なく組合にご連絡ください。
- ②共済契約者は組合から請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
- ③組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
- ④事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。

(2) 共済金支払後の共済契約 **注意喚起情報**

- ①災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。
- ②包括契約については、それぞれの共済目的について、①を適用します。

II. 個人情報及び反社会的勢力に関する取扱いについて

- (1)ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、組合が引受の承諾、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。
- (2)法令により必要と判断される場合、契約者及び公共の利益のために必要と考えられる場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3)契約者が組合に開示または提供した情報の中に第三者の個人情報が含まれており、加入者から組合へ提供されたことにより、当該第三者が不利益を被った場合は、加入者が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。
- (4)反社会的勢力(暴力団等)であることが判明した場合、反社会的勢力への対応に関する基本方針に基づき加入申込みをお断りします。また加入後に判明した場合は、共済契約を解除します。